

答申第67号（諮問第66号）

「平成16年に入札が行われた、警察官(本官)の制服の購入契約について、予定価格と入札価格、落札価格のわかるもの」の部分開示決定に対する審査請求に係る答申書

第1 審査会の結論

実施機関の決定は、処分時点の決定としては妥当であると判断される。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、平成16年11月29日付けで、「平成16年に入札が行われた、警察官(本官)の制服の購入契約について、予定価格と入札価格、落札価格のわかるもの」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、請求人に確認した結果、平成16年12月13日、本件請求に係る公文書を平成16年度に入札が行われた警察官(本官)の制服の購入契約に係る「予定価格調書」及び「入札結果調書」と判断し、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を一部開示しない理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

条例第14条第6号該当

予定価格調書に記載されている「予定価格」は、毎年度、反復継続して行われる警察官の制服の購入に係るものであり、公にすることにより、今後行われる同種物品購入事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法第5条の規定に基づき、平成17年2月7日、本件処分を不服として群馬県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し審査請求を行った。

4 諮問

諮問庁は条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、平成17年3月9日、本件審査請求事案の諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 争点

毎年度、反復継続して行われる警察官の制服の購入契約に係る「予定価格」を公にすることが、条例第14条第6号に該当するか。

第4 争点に対する当事者の主張

争点（条例第14条第6号該当性）

（1）請求人の主張

ア 実施機関は、「予定価格」は、毎年度、反復継続して行われる警察官の制服の購入に係るものであり、公にすることにより、今後行われる同種物品購入事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第14条第6号に該当するという。

しかし、予定価格を公開することによって、今後の入札事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれなどない。このことは、本件同様反復継続性が高いコピー用紙

購入契約の入札に関して、群馬県知事が予定価格の情報公開にに応じていることから明らかである。入札事務は県の機関に共通して見られる事務であり、県警の特殊性はない。県警の入札に限って、支障を及ぼすおそれがあるなどということは到底考えられない。

よって、実施機関の非開示決定処分は理由がなく、条例の公開原則に反し違法である。

イ 実施機関は、「入札参加者に予定価格を明らかにすることは、競争入札にあたり入札参加者に極めて都合のよい条件を提供することになる」というが、その理由が不明である。

ウ 実施機関は、予定価格は開札後であっても、入札の結果が不調に終わり再度の入札を実施する場合又は再度公告をして入札を実施する場合がある、予定価格を公開することによって、その積算基準等を推察することが可能になるなどの理由を挙げ、これを非公表としているが、については、そもそも入札が不調となった場合にだけ、あてはまるのであるから、入札が成立した本件では理由となり得ない。また、については、そもそも、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条による適正化指針第2第1項(1)によって、予定価格及び積算内訳の公表は発注者の努力義務とされているのである。積算基準を推察することが可能になったとしても公正な入札ができなくなるわけではない。

エ 実施機関は、財務規則第169条の規定等により公表していないという。しかし、財務規則第169条は、入札に際して予定価格を定めなくてはならないという規定であって、その公表を禁じたものではない。

オ 実施機関は、購入価格が購入数量や物価等により変動しやすい物品に係る予定価格を開示すると、入札参加者の真剣な積算努力や競争を阻害する可能性が高い、予定価格の近辺へ入札価格が集中するおそれがある。警察にとって有利な価格で契約できないおそれがある、と主張する。

しかし、については、予定価格が公開されるとどうして競争が阻害されるのかその理由が不明である。

また、については、開示された落札価格調書によれば予定価格はほとんど2%以内最大でも数%の違いしかなく集中しているのではないか。これらの入札価格はすべて予定価格から乖離しているのだろうか。

について、実施機関にとって有利な価格とはどんな価格か不明である。現状の価格が有利な価格なのであるか。

(2) 実施機関の主張

ア 予定価格について

予定価格とは、県等が契約をする際に、その契約金額を決定する基準として契約担当者があらかじめ定める見積価格をいい、不当な価格での入札を防止するために定めるものである。

また、予定価格の作成にあたっては、外部に知られないために必要な注意をすることとされており、入札当日、入札参加者に対しても予定価格を公表していない。

イ 予定価格を公表しない理由

入札参加者等に予定価格を明らかにすることは、競争入札に当たり入札参加者等に極めて都合のよい条件を提供することになり、公正な入札ができなくなる。

また、予定価格は開札後であっても、

入札の結果が不調に終わり再度の入札を実施する場合又は再度公告をして入札を実施する場合があること。

予定価格を公開することによって、その積算基準等を推察することが可能となること。

などの理由により、その後の競争入札において、県にとって有利な価格で契約を締結できないおそれがあるため、公表すべきではないとされている。

ウ 警察官の制服の予定価格

請求人は、県がコピー用紙の予定価格を開示したことを理由に、警察官の制服についても予定価格を開示するべきであると主張するが、諮問庁及び実施機関としては、県がコピー用紙の予定価格を開示したということについて説明すべき立場にない。

警察官の制服の購入事務は、警察に限られたものであり、制服の購入に係る予定価格は、不当な価格での入札を防止するために定めるもので、群馬県財務規則第169条の規定等により公表していない。

また、警察官の制服は、毎年度（年度によっては、同一年度内に数回）反復継続して購入される物品であり、受注生産されていることから、一般事務用品に比べて購入価格が購入数量や物価等により変動しやすい。

そのような物品に係る予定価格の開示は、

入札参加者の真剣な積算努力や競争を阻害する可能性が高いこと

予定価格の近辺へ入札価格が集中するおそれがあること

県警にとって有利な価格で契約できないおそれがあること

など、今後行われる制服購入事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから条例第14条第6号に該当すると判断する。

第5 審査会の判断

争点（条例第14条第6号該当性）

（1）判断に当たっての基本的な考え方

条例は、その第14条の各号において、個別に非開示情報を定めており、第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるものを非開示情報とした上で、「口 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を掲げている。「おそれ」の要件については、条例の前文、第1条の定める目的、第13条が公開を原則とし、各号が例外的に非公開事由を定めるという体裁になっていることなどを考慮すると、主観的なものでは足りず、客観的なものでなければならないと解される。

（2）警察官の制服の「予定価格」について

（1）を踏まえて、本件処分について判断を行うこととする。

警察官の制服については、仕様が具体的かつ詳細に定められており、その契約形態

は受注生産であり、服制の改正がない限り、その仕様が変更することはそもそも予定されていない。

また、毎年度反復して（同様の）入札を行うことが予定されており、同一のものについて年度中複数回の入札を実施していることが本件公文書からも認められる。

以上のことから、同じ条件（仕様）での入札がそもそも存在しない公共工事や一品ものの物品購入とは異なるものと判断される（公共工事については、群馬県においても建設工事等に関する情報の公表要領を定めて、予定価格及び積算額の公表がなされているところである。）。

したがって、警察官の制服は、上記の性格等から、少なくとも同一年度中に複数回の入札の予定がある場合には、行政機関が単年度予算で動いていること及び情報公開制度は何人にも請求権があり関係業者からの請求も可能であることから判断すると、当該年度中の開示は、予定価格の事前公表的な面があり、実施機関の契約当事者としての地位を不当に害する「おそれ」はあると判断される。

なお、入札終了後一定期間は、次年度以降であっても、本号による非開示が認められる余地はある。しかしながら、本条例の趣旨、公共工事の予定価格に係る当時の国の行政改革委員会の最終意見（平成9年12月12日）及び行政機関が単年度予算であることを踏まえれば、非開示は特段の「おそれ」がない限り、認められないと解すべきである。

おって、コピー用紙は、年度当初に単価契約を締結すれば通常同一年度に再入札することはないこと及び汎用的な一般事務用品で市場価格が決まりそれが明らかなものであることから、（入札者から見た）予定価格の情報としての価値が本件事案とは異なり、「おそれ」が全く認められないわけではないものの客観的な「おそれ」の程度は僅かなものと判断され、「予定価格の開示」による透明性の確保と「開示されることによるおそれ」を比較した場合、前者の方が優先されると解されるものである。

ちなみに、予定価格に関しては、名古屋地裁平成16年8月30日判決（平成16年（行ウ）第10号）により、地下鉄車両製造請負契約に係る予定価格及び設計金額等を非公開とした処分が取り消されている。しかし、地下鉄車両において入札の反復性という要素はあったようであるが、技術（ソフト部分も含めて）は日進月歩であり、数か月後の入札であっても全く同じ仕様というのが実質的にはありえないことからすれば、本件事案にそのまま適用されるものではないと判断するものである。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成17年 3月 9日	諮問
平成17年 4月13日	諮問庁からの理由説明書を受領
平成17年 8月23日 (第114回審査会)	審議(本件事案の概要説明、実施機関の口頭意見陳述、審査請求人の口頭意見陳述)
平成17年 9月20日 (第115回審査会)	審議
平成17年10月17日 (第116回審査会)	審議
平成17年11月 1日	答申